

平成 28 年度 大阪府クールスポットモデル拠点 推進事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善することを目的に、民間の敷地内にクールスポット※をモデル的に創出する「クールスポットモデル拠点推進事業」を民間事業者への補助事業として実施します。

民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により補助対象事業者を募集します。

(※クールスポットとは、主に屋外空間において人が涼しく感じる場所)

1 公募事業の内容

(1) 事業名

クールスポットモデル拠点推進事業

(2) 事業の趣旨・目的

大阪府においては、地球温暖化による気温の上昇だけでなく、都市化に伴うヒートアイランド現象による気温の上昇が加わり、暑熱環境が悪化しています。その結果、熱中症による患者数の増加や寝苦しい夜の増加等、人の健康や生活環境への影響が顕著になっています。

今後のヒートアイランド対策については、平成 27 (2015) 年 3 月に大阪府・大阪市で「おおさかヒートアイランド対策推進計画」を策定し、平成 37 (2025) 年度までに屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることにより、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善することなどを目標に取り組むこととしています。

今回、その一環として、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、屋外におけるクールスポット創出の見本となる優れた取組を公募し、助成するものです。

(3) 公募事業の内容

屋外空間における暑熱環境改善設備の導入によるクールスポットの創出

○民間事業者の敷地への日除け、ミスト発生器、打ち水ルーバー、保水性・遮熱性舗装、遮熱塗装、地上部緑化、建築物緑化など、複数の暑熱環境改善設備や緑化を組み合わせたクールスポットづくり

○クールスポットであることや暑熱環境改善の仕組みなどを表示した看板等の設置 など
(クールスポットづくりのイメージは、別紙を参照してください。)

2 補助内容

(1) 補助対象事業数

2 事業

ただし、審査の結果を踏まえ、予算の範囲内で対象事業数を増やすことがあります。

(2) 補助金額・補助率

1 事業あたりの補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1 (上限 400 万円) とします。

ただし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、補助対象経費から当該補助金を控除した額の 2 分の 1 とします。

3 募集期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）～ 平成 28 年 7 月 15 日（金）

4 公募事業の実施主体（応募できる方）

公募事業の実施主体(応募できる方)は、民間事業者又は複数の民間事業者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）（国及び地方公共団体以外）です。

応募事業の実施主体のうち、次に掲げる者は応募することができません。また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員のうち一部の者が次に掲げる者であれば、応募することができません。

- ア 直近 3 事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの
- ウ 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者、並びにそれらの利益となる活動を行う者
- オ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

5 応募条件

- (1) 大阪府内の市街化区域（都市計画法第 7 条に規定されている区域）において、民間事業者等が保有又は管理する土地や施設に整備されるものであること。
- (2) 人が通行し、とどまり、又は休憩する場所で夏の暑熱環境の改善を主な目的とするものであること。
- (3) 下記の暑熱環境改善設備等について、地上部緑化又は建築物緑化を含め 3 設備以上を設置すること。又は、既存の暑熱環境改善設備等を組み合わせる場合は 2 設備以上を設置すること。ただし、緑化の場合には既存の緑化面積を増加させること。
- (4) クールスポットであることや暑熱環境改善の仕組みなどを表示した看板等を設置すること。
- (5) 今回整備したクールスポットにおいて 5 年間継続して夏の暑熱環境の改善について取り組むこと。
- (6) 応募は 1 者 1 提案とすること（別途、共同企業体構成員として参加する場合は提案可能）。

<暑熱環境改善設備等>

- (1) ミスト発生器（清浄な水を霧状に噴霧することにより、気化熱を利用して装置周辺の気温や体感温度を低減する装置）
- (2) 打ち水ルーバー（ルーバーフェンスの上部から水を流すことにより、気化熱を利用して表面温度を下げるとともに、装置周辺の気温や体感温度を低減する装置）
- (3) 散水設備
- (4) 日除け（日除け部分の水平投影面積の合計が 10 m²以上のもの）

- (5) 建築物の外壁、ひさし等への遮熱性塗料の塗布（塗布面積の合計が10㎡以上のもの）
- (6) 建築物のガラス面への再帰性フィルムの装着
- (7) 保水性又は遮熱性舗装（舗装面積の合計が10㎡以上のもの）
- (8) 地上部緑化（敷地の空地、通路等における高・中・低木、芝生等の植栽（プランター、コンテナによる植栽を含む。ただし、容量100ℓ以上に限る。）で緑化面積の合計が10㎡以上のもの。ただし、法令等により義務づけられた緑化部分は除く。）
- (9) 建築物緑化（建築物等の外壁、ベランダ、屋上、塀等における緑化で緑化面積の合計が10㎡以上のもの。ただし、法令等により義務づけられた緑化部分は除く。）
- (10) その他暑熱環境改善効果のある装備（環境汚染を発生させるおそれのないもの）

6 補助対象経費

応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約（リース契約含む）、発注、購入等を行い、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費を補助の対象とします。

対象経費	内 容
工事費	クールスポットづくりのために必要な工事等に要する経費 ■本工事費 <直接工事費> 材料費、労務費、直接経費 <間接工事費> 共通仮設費、現場管理費、一般管理費 ■付帯工事費 ■機械器具費 ■測量及び試験費
備品購入費	クールスポットづくりに係る暑熱環境改善設備等購入費 （暑熱環境計測器、ベンチ・いす・テーブル等の付帯設備含む）
広報費	クールスポットの広報に必要な備品や消耗品購入費、印刷費等 （クールスポット明示の看板の購入やチラシの印刷に係る経費等）
使用料及び賃借料	クールスポットづくりに係る暑熱環境改善設備等借用費（リース代） （ベンチ・いす・テーブル等の付帯設備含む）
専門的知識に係る経費	クールスポットづくりの際に有識者等から意見を聴いたり、専門業者にデザインをしてもらう際に必要な経費 （クールスポットのデザインを外部に依頼する場合の費用や外部の有識者の意見等を聴く際に必要な経費等）

7 事業実施の流れ

事業時期	内 容
平成 28 年度	
4 月 1 日 ～ 7 月 15 日	企画提案の公募期間 ・事業者の皆さんからの提案を公募します。
8 月下旬	提案事業の審査・選定 補助対象事業（原則 2 事業）の決定
9 月	補助金の交付申請・交付決定 ・補助対象事業決定時に対象者にお知らせします。 ・事業着手は交付決定以降とします。
10 月～	クールスポットの整備
	事業完了 ・府がクールスポットの履行確認を行います。
3 月	設備整備等状況の報告 補助金額の確定
平成 29 年度	
7 月～9 月	クールスポット利活用（供用）、暑熱環境改善効果の把握 ・クールスポットの状況について、府が確認を行います。
10 月	クールスポット供用状況等の報告（5 年間） 暑熱環境改善効果の報告（1 年目のみ）

8 応募の手続き

本事業の提案に関する応募手続等は、以下のとおりです。

「4 公募事業の実施主体」、「5 応募条件」等を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）から平成 28 年 7 月 15 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課温暖化対策グループ
住 所：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲州庁舎 22 階
電話番号：06-6210-9553

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、エネルギー政策課ホームページ
（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/coolspot.html>）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）から平成 28 年 7 月 15 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

オ 提出方法

持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）で行ってください。
提出の際は電子データの提供も併せて行ってください。
（平成 28 年 7 月 15 日午後 5 時必着）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

① 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業企画提案書（応募様式第 1 号：1 部）

② 事業計画書（応募様式第 2 号：1 部）

③ 共同企業体で参加の場合

ア 共同企業体届出書（応募様式第 3 号：1 部）

イ 代表企業選定報告書（応募様式第 4 号：1 部）

④ その他添付書類

納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

ア 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

（大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの）

イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

ア 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ 1 セットずつ A4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「平成 28 年度 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業」提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が修正等を求める場合を除く）。

9 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から平成 28 年 6 月 30 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：enesei_saku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp）またはファクシミリ（番号：06-6210-9259）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

イ 質問への回答は、エネルギー政策課ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikyukankyo/jigyotoppage/coolspot.html>）に掲示し、個別には回答しません。

10 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査・評価の基準に基づき、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会による審査を行い、優秀な提案をした2事業者を補助対象事業者として決定します。ただし、予算の範囲内で対象事業数を増加することがあります。

イ 審査の結果、各審査委員の評価点合計の平均点が、1項目でも1点となった事業、又は、合計で12点未満となった事業は、原則として採択しません。

※審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査・評価の基準

審査項目	評価の基準	配点
① 事業計画 (事業実施場所、集客性、 デザイン等)	・事業実施場所は人が利用しやすい場所か。また、その周辺環境からクールスポットづくりにふさわしい場所か。 ・人が利用したくなるデザインや事業計画となっているか。	5
② 暑熱環境の改善効果 (整備する設備等)	・整備する設備等が暑熱環境の改善効果について期待できる設備や緑化となっているか。	5
③ 省エネの取組 (電気、水等の使用)	・使用する設備等が省エネや地球温暖化に配慮したものとなっているか。	5
④ 波及・PR効果 (発信力)	・クールスポット創出への波及や府民へのPR効果が期待できる計画となっているか。	5
⑤ 事業効果 (効果の把握方法)	・温度等の測定やアンケート調査等により、事業効果を的確に把握できる計画となっているか。	5
⑥ 事業経費	・整備費用や費用配分について、十分に検証され、適切な内容となっているか。	5
評価点合計		30

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

11 問い合わせ先

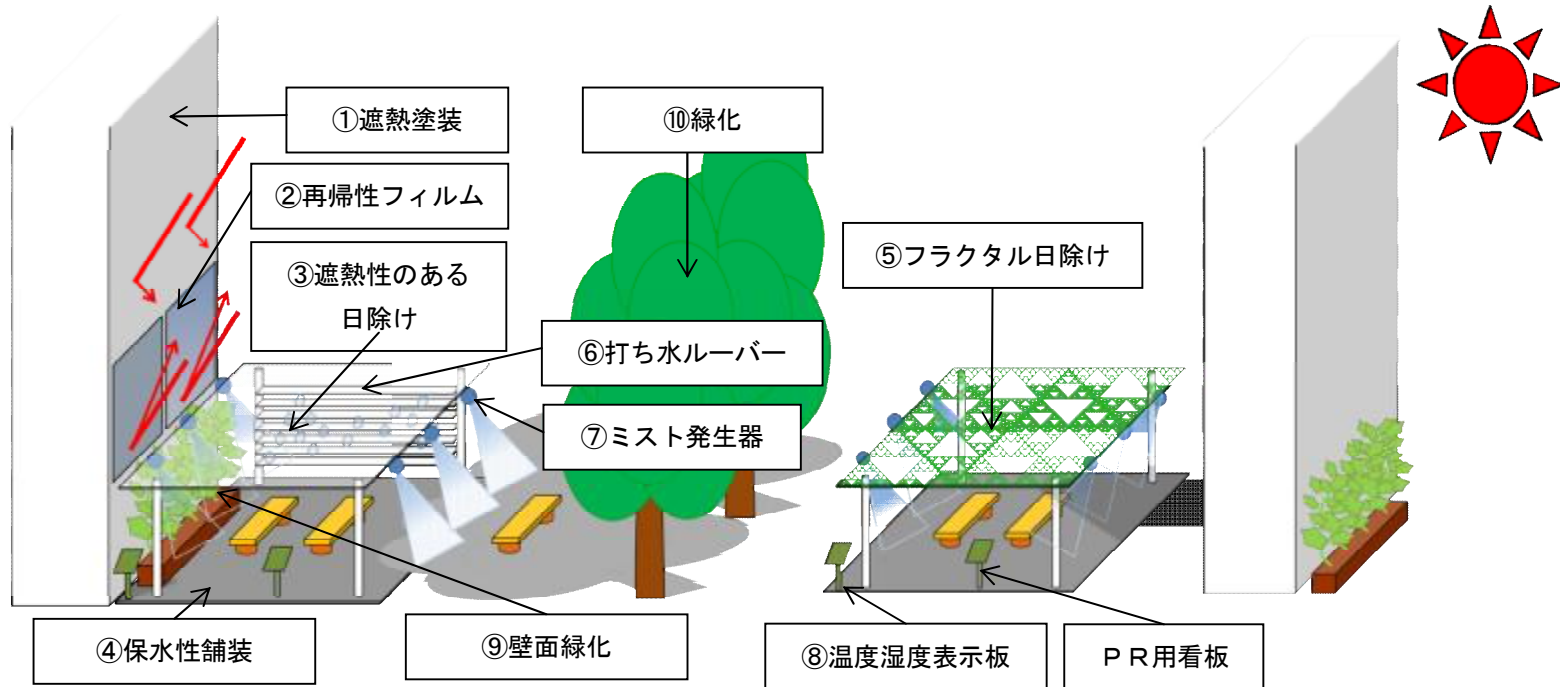
大阪府環境農林水産部エネルギー政策課温暖化対策グループ

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲州庁舎 22階

電話番号：06-6210-9553 FAX番号：06-6210-9259

E-mail : eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp

先進的なクールスポットのイメージ



①遮熱塗装
高日射反射率塗料を塗布し、日射を反射し、壁面等の表面温度を下げ、体感温度を改善します。

②再帰性フィルム
熱線（近赤外線）を上方に再帰させ、室内と屋外の暑熱環境を改善します。

③遮熱性のある日除け
高日射反射率塗料を塗布し、日射をはね返し、下部への侵入を抑制します。

④保水性舗装
保水した水の気化熱により路面の表面温度を低下させます。

⑤フラクタル日除け
樹木の葉を模したピースを組み合わせて、強い日射しを木漏れ日に変え、木陰のような居心地をもたらします。

⑥打ち水ルーバー
親水性を高めたルーバーフェンス上段から水を流し、蒸発散により、ルーバー表面温度を下げ、体感温度を改善します。

⑦ミスト発生器
霧の噴霧で周辺温度を低下させます。

⑧温度湿度表示板
クールスポットの気温と湿度を表示します。

⑨壁面緑化
壁面に設置した植物の蒸散作用により、壁面の表面温度を下げ、体感温度を改善します。

⑩緑化
木陰により、人への日射を直接低減するとともに、路面への日射を低減し、路面温度の上昇を抑制します。